

令和2年1月定例教育委員会
議案説明資料

議案 8件

計 8件

番号	議案第1号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	教育委員会の権限に属する事務のうち市長の補助機関である職員に補助執行させるものに係る事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について		
説明	<p>(趣旨)</p> <p>市民協働部市民図書館については、新図書館が指定管理者での運営に移行することに伴い、同規定の専決事項に関わる業務の一部を指定管理者が担うことにより、市民協働部市民図書館の事務及び業務をいきがい学習課へ統合を図ることから事務決裁規程を改めることについて議決を求めるもの。</p> <p>(内容)</p> <p>市民協働部市民図書館長が専決してきた「松原市民図書館の管理運営に関すること。」をはじめとする5項目の内、「配本車の運行管理に関すること。」を「松原市民図書館の管理運営に関すること。」に統合し、4項目を市民協働部いきがい学習課長が行う専決事項として加えるもの。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>令和2年1月26日</p>		

教育委員会の権限に属する事務のうち市長の補助機関である職員に補助執行させるものに係る事務決裁規程

改正後

改正前

第2条 (略)	改正後	改正前
専決事項	専決事項	専決事項
専決区分	専決区分	専決区分
(略)	(略)	(略)
公民館に係る講座の開設及び講習会、講演会、展示会等の開催並びにこれらの奨励に関すること。	公民館に係る講座の開設及び講習会、講演会、展示会等の開催並びにこれらの奨励に関すること。	公民館に係る講座の開設及び講習会、講演会、展示会等の開催並びにこれらの奨励に関すること。
松原市民図書館の管理運営に関すること。	松原市民図書館の管理運営に関すること。	社会教育に関することのうち輕易なもの の処理に関すること。
松原市民図書館資料の選択、収集及び廃棄に関すること。	松原市民図書館資料の選択、収集及び廃棄に関すること。	家庭教育に関することのうち輕易なもの の処理に関すること。
松原市民図書館の広報及び宣伝に関すること。	松原市民図書館の広報及び宣伝に関すること。	成人教育に関することのうち輕易なもの の処理に関すること。
松原市民図書館に係る講座の開設及び講習会、講演会、展示会等の開催並びにこれらの奨励に関すること。	松原市民図書館に係る講座の開設及び講習会、講演会、展示会等の開催並びにこれらの奨励に関すること。	少年自然の家の管理運営に関すること。
少年自然の家の管理運営に関すること。	少年自然の家の管理運営に関すること。	松原市民図書館の管理運営に関すること。 市民協働部市民図書館長
社会教育に関することのうち輕易なもの の処理に関すること。	社会教育に関することのうち輕易なもの の処理に関すること。	松原市民図書館の管理運営に関すること。 市民協働部市民図書館長
家庭教育に関することのうち輕易なもの の処理に関すること。	家庭教育に関することのうち輕易なもの の処理に関すること。	松原市民図書館資料の選択、収集及び廃棄 に関すること。
成人教育に関することのうち輕易なもの の処理に関すること。	成人教育に関することのうち輕易なもの の処理に関すること。	配本車の運行管理に関すること。
成人教育に関することのうち輕易なもの の処理に関すること。	成人教育に関することのうち輕易なもの の処理に関すること。	松原市民図書館の広報及び宣伝に関するこ と。
松原市民図書館に係る講座の開設及び講習 会、講演会、展示会等の開催並びにこれら の奨励に関すること。	松原市民図書館に係る講座の開設及び講習 会、講演会、展示会等の開催並びにこれら の奨励に関すること。	松原市民図書館に係る講座の開設及び講習 会、講演会、展示会等の開催並びにこれら の奨励に関すること。

番号	議案第2号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	松原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について		
説明	<p>市民協働部市民図書館が、市民協働部いきがい学習課に統合をすることに伴い、「松原市民図書館長印」の公印監守者を「市民図書館長」から「いきがい学習課長」に変更し、不用となる「教育委員会副印、松原市民図書館印」を廃止するもの。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和2年1月26日</p>		

松原市教育委員会公印規則

改正後

別表第1 (第2条、第3条関係)

名称 (略)	番号 (略)	書体 (略)	寸法 (略)	使用区分 (略)	公印監守者 (略)
<u>削除</u>					
松原市民図書館長印	19	れい書	方1.8cm	図書館長名をもつて する文書	市民協働部いき がいの学習課長
<u>削除</u>					
松原市立〇〇公民館 長之印	21	てん書	方1.8cm	公民館長名をもつて する文書	〃

改正前

別表第1 (第2条、第3条関係)

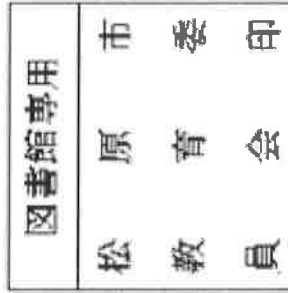
名称 (略)	番号 (略)	書体 (略)	寸法 (略)	使用区分 (略)	公印監守者 (略)
教育委員会副印	18	れい書	方1.8cm	図書館の使用許可そ の他関係文書	市民協働部市民 図書館長
松原市民図書館長印	19	れい書	方1.8cm	図書館長名をもつて する文書	〃
松原市民図書館印	20	れい書	方1.8cm	図書館名をもつてす る文書	〃
松原市立〇〇公民館 長之印	21	てん書	方1.8cm	公民館長名をもつて する文書	市民協働部いき がいの学習課長

別表第2 (第2条関係)

別表第2 (第2条関係)

18 削除

18



20 削除

19

松 原 市 書 印
民 図 長
館

21

松 原 市 立
民 公 民 印
館 長 之

19

松 原 市 書 印
民 図 長
館

20

松 原 市 書 印
民 図
館

21

松 原 市 立
民 公 民 印
館 長 之

番号	議案第 3 号	担当	学校教育部教育研修センター
議案名	松原市立小中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドラインの策定について		
説明	<p>平成 3 1 年 3 月、大阪府は「小中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドライン」を策定し、子どもが登下校時に限り、携帯電話を所持できるよう、「原則持ち込み禁止」の方針を「一部解除」することとしました。府のガイドラインを踏まえて検討した結果、本市ではこれまで通り「学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止」とすることとし、「松原市立小中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドライン」を策定するものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

令和2年3月

保護者の皆様へ

松原市教育委員会

小中学校における携帯電話の取扱いについて

保護者の皆様におかれましては、平素より本市教育施策にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成31年3月、大阪府は「小中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドライン」を策定し、子どもが登下校時に限り、携帯電話を所持できるよう、「原則持ち込み禁止」の方針を「一部解除」することとしました。府のガイドラインを踏まえて検討した結果、松原市立小中学校では、これまで通り「学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止」とすることといたしました。しかし、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合など、やむを得ない事情がある場合には、同意確認書^(※)を学校に提出いただければ、例外的に持ち込みを認めます。

本市においては、学校関係者やPTAの皆様からご意見をいただき、持ち込み禁止の一部解除を行うかどうかも含めて慎重にルールを検討を進め、「松原市立小中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドライン」を策定したところです。

本市教育委員会といたしましては、今後も、子どもたちに携帯電話やインターネットの有用性や危険性、トラブルの対処法や適切な人間関係のあり方等について、子どもたちの発達段階に応じた指導を行ってまいります。

保護者の皆様におかれましても、「松原市立小中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドライン」をご一読いただき、お子様に携帯電話を持たせる場合は、その適切な使い方についてお子様と話し合ったり、破損や紛失に備えて保険に入っていたりするなど、何卒、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

(※) 同意確認書が必要な場合は、学校までご連絡ください。

保護者の皆様

松原市立〇〇小学校
校長 〇〇 〇〇

松原市立〇〇小学校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書の提出について

平素は本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、「松原市立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」に基づき、お知らせいたします。保護者の責任の下、登下校中の子どもに携帯電話を所持させる場合は、本同意確認書に必要事項を記入して、担任にご提出ください。

松原市立〇〇小学校 様

年 月 日

松原市立〇〇小学校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書

次の事項に同意することを条件に、保護者の責任の下、子どもに携帯電話を所持させたいので同意書を提出します。

〈同意事項〉 同意確認事項を読み、同意・確認できる項目のすべてのチェックボックスへのチェック（✓）をお願いいたします。全ての項目に同意いただけない場合は登下校中に携帯電話を所持することはできません。

同意確認事項		保護者 ✓	児童 ✓
1	登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では携帯電話をしません。		
2	校内での保管方法は、学校が指示する方法に従います。		
3	携帯電話の所持について学校のルール等が守れない場合、学校が携帯電話を預かり保護者に返却する、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する等の学校の指導に従います。		
4	災害時等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしません。		
5	携帯電話の適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理します。		
6	使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合います。		
7	フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。		
8	インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。		
9	携帯電話の破損・紛失・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とします。		

___年___組___番

児童氏名_____

保護者氏名_____ 印

番号	議案第4号	担当	市民協働部市民図書館
議案名	松原市図書館適正配置等検討委員会規則の一部を改正する規則の制定について		
説明	市民協働部市民図書館を市民協働部いきがい学習課に統合することにより、松原市図書館適正配置等検討委員会の庶務を担当する部署をいきがい学習課とするものです。		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和2年1月26日		

松原市図書館適正配置等検討委員会規則

改正後	改正前
<p>(庶務) 第7条 委員会の庶務は、市民協働部いきがい学習課において行う。</p>	<p>(庶務) 第7条 委員会の庶務は、市民協働部市民図書館において行う。</p>

番号	議案第5号	担当	市民協働部市民図書館
議案名	松原市民図書館管理運営規則等の一部を改正する規則の制定について		
説明	<p>新図書館開館に合わせて、図書館に附属する複写機の利用料金の限度額を、規則にて規定します。改正内容は次のとおりです。</p> <p>① 新図書館以外の図書館に附属する複写機においては、カラーコピー機能がないため、該当部分の文言「カラー片面1枚につき30円」を削除します。直営でカラーコピー機を扱うことになった時は、その使用料は改めて定めます。</p> <p>② 図書館条例第13条第4項に規定されている複写機の利用料金の限度額を定めるものです。(原価等から50円が適当と判断しました。)</p> <p>③ 第41条で読み替え規定がされている第32条の項を削除します。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>令和2年1月26日</p>		

松原市民図書館管理運営規則

改正後	改正前
<p>第10章 図書館資料の複写 <u>(使用料等)</u></p> <p>第32条 条例第13条第3項の使用料の額は、白黒片面1枚につき10円、カラー片面1枚につき30円とする。</p> <p>2 条例第13条第4項の複写機の利用料金の限度額は、白黒片面1枚につき10円、カラー片面1枚につき50円とする。</p>	<p>第10条 図書館資料の複写 <u>(使用料)</u></p> <p>第32条 条例第13条第3項の使用料の額は、白黒片面1枚につき10円、カラー片面1枚につき30円とする。</p>

改正後

- (略)
 (使用料の還付)
 第31条 (略)
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、松原市民図書館集会所使用料還付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
 第32条から第37条までを削る。
- 第10章第38条中「第8条第1項」を「第13条第3項」に、「1枚につき10円」を「白黒片面1枚につき10円」に改め、同条を第32条とする。
- (略)
 (読替規定等)
 第41条 (略)

(略)	(略)	(略)
第31条第2項	使用料 市長	利用料金 指定管理者
第34条第1項	委員会が 委員会に	指定管理者が、あらかじめ 委員会の承認を得て 指定管理者に
(略)	(略)	(略)

改正前

- (略)
 (使用料の還付)
 第31条 (略)
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、松原市民図書館集会所使用料還付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
 第32条から第37条までを削る。
- 第10章第38条中「第8条第1項」を「第13条第3項」に、「1枚につき10円」を「白黒片面1枚につき10円、カラー片面1枚につき30円」に改め、同条を第32条とする。
- (略)
 (読替規定等)
 第41条 (略)

(略)	(略)	(略)
第31条第2項	使用料 市長	利用料金 指定管理者
第32条	使用料 委員会が	利用料金 指定管理者が、あらかじめ 委員会の承認を得て
第34条第1項	委員会に	指定管理者に
(略)	(略)	(略)

番号	議案第 6 号	担当	市民協働部市民図書館
議案名	松原市民図書館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程の一部を改正する規程の制定について		
説明	<p>市民協働部市民図書館が市民協働部いきがい学習課に統合することで、松原市民図書館に設置する防犯カメラの管理責任者を「市民図書館長」から「いきがい学習課長」に変更するものです。なお、防犯カメラ関係事務を指定管理者に行わせることは想定していないため、指定管理者に係る規定を創設する必要はありません。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和 2 年 1 月 2 6 日</p>		

松原市民図書館に設置する防犯カメラの設置及び管理に関する規程

改正後	改正前
<p>(管理責任者等) 第4条 (略) (1) (略) (2) 管理責任者は、市民協働部いさがい学習課長をもって充てる。 (3) (略)</p>	<p>(管理責任者等) 第4条 (略) (1) (略) (2) 管理責任者は、市民協働部市民図書館長をもって充てる。 (3) (略)</p>

番号	議案第7号	担当	市民協働部市民図書館
議案名	松原市民図書館ボランティア活動要綱の一部を改正する要綱の制定について		
説明	<p>新図書館開館後の松原市民図書館でのボランティア活動について、必要な事項を指定管理者が行えるように、読替規定等の必要な改正を行います。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和2年1月26日</p>		

松原市民図書館ボランティア活動要綱

改正後	改正前
<p>(活動内容)</p> <p>第2条 ボランティア活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 絵本や紙芝居の読み聞かせ</p> <p>(2) 配架、書架整理</p> <p>(3) 図書館が行う各種イベントのサポート</p> <p>(4) 図書館資料の補修</p> <p>(5) 図書館内の飾り付け</p> <p>(6) 音訳、対面朗読</p> <p>(7) その他教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるもの</p> <p>(ボランティアの登録)</p> <p>第5条 ボランティア活動を希望する個人又は団体は、松原市民図書館ボランティア登録申込書（様式第1号）に団体にあつては構成員の住所、氏名及び生年月日を記載し、登録を受けなければならない。また、満16歳以上18歳未満の者で松原市民図書館ボランティア登録申込書に加えて、保護者の同意書（様式第2号）を委員会に提出するものとする。</p> <p>(登録内容の変更)</p> <p>第6条 ボランティアに登録している個人又は団体は、前条の登録内容を変更する場合は、松原市民図書館ボランティア登録事項変更申込書（様式第3号）を委員会に提出して、登録を受けなければならない。また、団体構成員を変更する場合は、変更後の構成員名簿を添付するものとする。</p>	<p>(活動内容)</p> <p>第2条 ボランティア活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 絵本や紙芝居の読み聞かせ</p> <p>(2) 配架、書架整理</p> <p>(3) 図書館が行う各種イベントのサポート</p> <p>(4) 図書館資料の補修</p> <p>(5) 図書館内の飾り付け</p> <p>(6) 音訳、対面朗読</p> <p>(7) その他市民図書館長（以下「館長」という。）が必要と認めるもの</p> <p>(ボランティアの登録)</p> <p>第5条 ボランティア活動を希望する個人又は団体は、松原市民図書館ボランティア登録申込書（様式第1号）に団体にあつては構成員の住所、氏名及び生年月日を記載した名簿（以下「構成員名簿」という。）を添付して教育委員会（以下「委員会」という。）に提出し、登録を受けなければならない。また、満16歳以上18歳未満の者でボランティア登録申込書に加えて、保護者の同意書（様式第3号）を委員会に提出するものとする。</p> <p>(登録内容の変更)</p> <p>第6条 ボランティアに登録している個人又は団体は、前条の登録内容を変更する場合は、松原市民図書館ボランティア登録事項変更申込書（様式第2号）を委員会に提出して、登録を受けなければならない。また、団体構成員を変更する場合は、変更後の構成員名簿を添付するものとする。</p>

(研修等)

第9条 委員会は、ボランティアに登録している個人又は団体に対し、図書館運営の基本的な考え方、利用者サービスに必要な技能等の研修を実施するものとする。

(会議)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、ボランティア会議を開催し、ボランティア活動の状況について、意見交換を行うものとする。

(読替規定等)

第11条 松原市図書館条例(昭和52年条例第17号)第7条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる図書館があるときは、当該図書館におけるボランティア活動に関する場合に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えて適用する。

第4条	職員	指定管理者
第8条	委員会	指定管理者

(研修等)

第9条 館長は、ボランティアに登録している個人又は団体に対し、図書館運営の基本的な考え方、利用者サービスに必要な技能等の研修を実施するものとする。

(会議)

第10条 館長は、必要があると認めるときは、ボランティア会議を開催し、ボランティア活動の状況について、意見交換を行うものとする。

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

松原市民図書館ボランティア登録申込書

松原市教育委員会 殿

松原市民図書館ボランティア活動要綱の内容を承諾の上、松原市民図書館におけるボランティア活動に参加したいので、同要綱第5条の規定により下記のとおり申し込みます。

個人申し込み		氏名	生年月日	年	月	日	生
		住所	〒				
		連絡先	自宅電話				
		電話番号	携帯電話				
		等	E-Mail				
団体申し込み		団体名					
		設立年月日	年	月	日	構成員数	人
		代表者氏名	生年月日	年	月	日	生
		代表者住所	〒				
		代表者	自宅電話				
			携帯電話				

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

松原市民図書館ボランティア登録申込書

松原市教育委員会 殿

松原市民図書館ボランティア活動要綱の内容を承諾の上、松原市民図書館におけるボランティア活動に参加したいので、松原市民図書館ボランティア要綱第5条の規定により下記のとおり申し込みます。

個人申し込み		氏名	生年月日	年	月	日	生
		住所	〒				
		連絡先	自宅電話				
		電話番号	携帯電話				
		等	E-Mail				
団体申し込み		団体名					
		設立年月日	年	月	日	構成員数	人
		代表者氏名	生年月日	年	月	日	生
		代表者住所	〒				
		代表者	自宅電話				
			携帯電話				

連絡先 電話番号 等	E-Mail
希望する活動内容	<input type="checkbox"/> 絵本・紙芝居の読み聞かせ <input type="checkbox"/> 配架・書架整理のサポート <input type="checkbox"/> 図書館資料の補修 <input type="checkbox"/> 図書館内飾り付け <input type="checkbox"/> 音訳・対面朗読 <input type="checkbox"/> その他 ()
個人にあつては個人の氏名、団体にあつては団体名・代表者氏名を活動報告で公表してもよろしいですか。	はい・いいえ
活動希望者に団体代表者の電話番号を紹介してもよろしいですか。	はい・いいえ
(その他、希望する事項があれば記入してください。)	
※ 団体の場合は、構成員名簿を添付してください。 (構成員名簿は、ボランティアを行う者の確認のほか市民総合賠償補償保険の手続のため必要です。)	

連絡先 電話番号 等	E-Mail
希望する活動内容	<input type="checkbox"/> 絵本・紙芝居の読み聞かせ <input type="checkbox"/> 配架・書架整理のサポート <input type="checkbox"/> 図書館資料の補修 <input type="checkbox"/> 図書館内飾り付け <input type="checkbox"/> 音訳・対面朗読 <input type="checkbox"/> その他 ()
個人にあつては個人の氏名、団体にあつては団体名・代表者氏名を活動報告で公表してもよろしいですか。	はい・いいえ
活動希望者に団体代表者の電話番号を紹介してもよろしいですか。	はい・いいえ
(その他、希望する事項があれば記入してください。)	
※ 団体の場合は、構成員名簿を添付してください。 (構成員名簿は、ボランティアを行う者の確認のほか市民総合賠償補償保険加入手続きのため必要です。)	

様式第2号 (第6条関係)

年 月 日

松原市民図書館ボランティア登録事項変更申込書

松原市教育委員会 殿

申請者 住 所

氏 名

(団体にあっては名称及び代表者の氏名)
連絡先電話

下記の事項を変更したいので、松原市民図書館ボランティア活動要綱第6条の規定により下記のとおり申し込みます。

	変更後	変更前
団 体 名		
代表者氏名(個人にあっては個人の氏名)・生年月日	(年 月 日 生)	(年 月 日 生)
住 所	〒	〒
連絡先電話番号等		

希望する活動 内容		
氏名・団体 名・団体代表 者名の公表		
電話番号の紹 介		
変更予定 年 月 日	年 月 日	
備 考		

※ 変更のある箇所のみご記入ください。

※ 団体構成員に変更のある場合は、変更後の構成員名簿を添付して
ください。

様式第2号 (第5条関係)

年 月 日

松原市民図書館ボランティア登録申込書
満16歳以上18歳未満の者の登録に関する同意書

登録希望者

住所 _____

氏名 _____

生年月日 _____年 _____月 _____日

上記の者が、松原市民図書館ボランティアに登録することに同意します。

保護者 (登録希望者との続柄 _____)

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話 _____

様式第3号 (第5条関係)

年 月 日

松原市民図書館ボランティア登録申込書
満16歳以上18歳未満の者の登録に関する同意書

登録希望者

住所 _____

氏名 _____

生年月日 _____年 _____月 _____日

上記の者が、松原市民図書館ボランティアに登録することに同意します。

保護者 (登録希望者との続柄 _____)

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話 _____

様式第3号 (第6条関係)

年 月 日

松原市民図書館ボランティア登録事項変更申込書

松原市教育委員会 殿

申請者 住 所

氏 名

(団体にあっては名称及び代表者の氏名)

連絡先電話

下記の事項を変更したいので、松原市民図書館ボランティア活動要綱第6条の規定により下記のとおり申し込みます。

	変更後	変更前
団 体 名		
代表者氏名(個人にあっては個人の氏名)・生年月日	(年 月 日 生)	(年 月 日 生)
住 所	〒	〒
連絡先電話番号等		

希望する活動 内容		
氏名・団体 名・団体代表 者名の公表		
電話番号の紹 介		
変更予定 年 月 日	年 月 日	
備 考		

※ 変更のある箇所のみご記入ください。

※ 団体構成員に変更のある場合は、変更後の構成員名簿を添付して
ください。

番号	議案第8号	担当	市民協働部市民図書館
議案名	松原市民図書館における電子書籍の利用に係る管理運営に関する要綱を廃止する要綱の制定について		
説明	<p>新図書館開館にあたり、指定管理者にて新たに構築する新図書館システムと、電子書籍に係るシステムとの連動を図ることに伴い、電子書籍の利用に関することは当要綱で定めるのではなく、指定管理者で別途定めることとなります。</p> <p>また、図書館条例第7条第2項第3号に規定する指定管理者が行う業務の範囲が松原市民図書館管理運営規則第2条に定められており、その中に電子書籍の提供に関することが規定されていること及び規則第6条第3項第3号に図書以外の資料についての貸出しの詳細については指定管理者が定めるとされています。以上のことから当要綱を廃止するものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>令和2年1月26日</p>		